議案第105号

調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年12月12日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めるため、提 案するものであります。 調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の給与に関する条例(昭和30年調布市条例第21号)の一部 を次のように改正する。

第16条第6項中「340」を「345」に改める。

第17条第2項中「95」を「100」に改め、同条第4項中「95」を「100」に、「45」を「47.5」に改める。

別表第1 1級の欄中

円
140,300
141,300
142,400
143,500
144,600
145,700
146, 800
147, 900
148, 900
149, 900
151,000
152, 100
153, 200
154, 500
155, 800
157, 100
158, 500
160, 700
162,900

165, 200
167, 500
169, 400
171, 300
173, 200
175, 100
177, 100
179, 100
181, 100
183, 100
185, 100
187, 200
189, 300
191, 500
193, 600
195, 600
197,600
199,600
201, 500
203, 300
205,000
206, 800
208,600
210, 400
212, 100
213, 800

を

円
141,300
142,300
143, 400
144, 500
145,600
146,700
147,800
148,900
149, 900
150,900

152,	000
153,	100
154,	200
155,	500
156,	800
158,	100
159,	500
161,	700
163,	900
166,	200
168,	500
170,	400
172,	300
174,	200
176,	100
178,	100
180,	100
182,	100
184,	100
186,	100
188,	200
190,	300
192,	500
194,	500
196,	400
198,	300
200,	200
202,	000
203,	700
205,	400
207,	100
208,	800
210,	500
212,	200
213,	900

に改め、同表2級の欄中

「 円 198, 500

200, 400
202,300
204, 200
206, 100
208,000
209,800
211,700
213,700

を

Γ

	円
199,	100
200,	900
202,	700
204,	600
206,	400
208,	200
210,	000
211,	900
213,	800

に改め、同表備考第2項中「156,100円」を「157,100円」に 改め、同表備考第3項中「182,700円」を「183,700円」に改 める。

別表第2 1級の欄中

円
131,900
132, 400
132,900
133, 400
133,900
134, 400
134,900
135,500
136, 100
136,600

137, 300
137, 900
138, 500
139, 300
140, 200
141, 100
142,000
143, 100
144, 300
145, 500
146,700
147, 900
149, 100
150, 300
151,500
152, 900
154, 400
155, 900
157, 400
159,000
160,600
162, 200
163, 900
165, 500
167, 200
168,900
170,600
172, 200
173, 900
175,600
177, 300
178,800
180, 200
181,600
183,000
184, 400
185, 800
187, 200
188, 500
189, 800
191,000
l ,

192,200
193,300
194,800
196,300
197,800
199,300

を

	円
132,	900
133,	
133,	
134,	400
134,	900
135,	400
135,	900
136,	500
137,	100
137,	600
138,	300
138,	900
139,	500
140,	300
141,	200
142,	100
143,	000
144,	100
145,	300
146,	500
147,	700
148,	900
	100
151,	300
152,	500
153,	900
155,	400
156,	900
158,	400
160,	000

161,	600
163,	200
164,	900
166,	500
168,	200
169,	900
171,	600
173,	200
174,	900
176,	600
178,	300
179,	800
181,	200
182,	600
184,	000
185,	300
186,	600
187,	900
189,	100
190,	300
191,	400
192,	600
193,	600
195,	000
196,	400
197,	900
199,	400

に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の 改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第16条及び第17条の規定は、平成30年12月1

日から適用する。

(勤勉手当に関する特例措置)

3 平成30年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る改正後の条例第 17条の規定の適用については、同条第2項中「の100」とあるのは 「の105」と、同条第4項中「の100」とあるのは「の105」と、 「47.5」とあるのは「50」とする。

(期末手当及び勤勉手当の内払)

4 この条例による改正前の調布市職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により平成30年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

(差額の支給)

- 5 平成30年12月1日を基準日とする期末手当として改正後の条例第 16条の規定により算定される額から改正前の条例第16条の規定により 算定される額を減じて得た額の支給に係る改正後の条例第16条第1項の 規定の適用については、同項中「30」とあるのは、「60」とする。
- 6 平成30年12月1日を基準日とする勤勉手当として附則第3項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第17条の規定により算定される額から改正前の条例第17条の規定により算定される額を減じて得た額の支給に係る改正後の条例第17条第1項の規定の適用については、同項中「30」とあるのは、「60」とする。